

# 第7回

## 芽室町農業委員会総会議事録

令和 6年 1月26日 開会

芽室町農業委員会



●日時

令和 6年 1月26日(金) 13時04分～13時56分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
日程第4	報告第3号 農地賃借料情報公表報告の件
日程第5	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第6	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第7	議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件
日程第8	議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件
日程第9	議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

---

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	13番 高橋 仁
14番 栗野 秀明	16番 道下 勇治	17番 横溝 勲	

---

●欠席委員

12番 鳥本 和則 15番 廣江 英幸

---

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成  
農地振興係主事 佐伯 雛

---

●議事録署名委員

16番 道下 勇治 17番 横溝 勲

(13時04分 開会)

---

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長(島部会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、16番 道下委員、17番 横溝委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

---

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(佐伯) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積170,681㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町芽室北4線外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積83,405㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長(島部会長) ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

●日程第3 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長(島部会長) 次に、日程第3 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番から番号3番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局(佐伯) 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略したので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積42,411㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町平和西15線外合計5筆、公募は牧場・現況は畑、合計面積118,721㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町平和西13線外合計5筆、公募は牧場、現況は畑、合計面積65,000㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

○議長(島部会長) ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

#### ●日程第4 報告第3号 農地賃借料情報公表報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地賃借料情報公表報告の件を議題とします。それでは、報告第3号について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 報告第3号 農地賃借料情報公表報告の件。農地法第52条の規定により、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに許可（公告）された農地の賃貸借に関する賃借料の情報を公表したので報告する。令和5年1月から1年間に、農地法第3条の許可による賃貸借、農業経営基盤強化法の規定による農用地利用集積計画による賃貸借の内容をまとめたものです。なお、注意書きにもありますとおり、地区内での実績が5件未満の地区は掲載していません。また、法人化した農業者に関する賃借案件は除外しています。これらの内容については、町のホームページで公表しております。

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

#### ●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室南1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、面積19,857㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和5年12月26日、土地の引渡しの時期は令和5年12月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

---

## ●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町中美生2線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、面積99,634㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めます。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 盛田委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（盛田委員） 6番盛田です。申請地は、嵐山から北へ2km程向かい、美生10号から東へ100m程入った農地です。貸人は農業経営を終了するため、借人は農業経営拡大のための賃貸借となっています。借人は農業に従事して40年経過しており、農協の理事者でもあります。借人の後継者も農業に従事しており、周囲からの理解もあることから問題のない案件と思われる。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯）

【番号2番】土地の所在は、芽室町芽室南4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、面積は6,992㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めます。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。申請地は、市街地より4kmの高岩地区の農地です。本申請は、親から子への使用貸借で、昨年、火山灰採取地を畑へ転用されました。借人は農業に従事して25年経過しているため、今回の申請は問題のない案件と思われる。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

---

●日程第7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件。次の者から農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【整理番号1番】土地の所在は、芽室町新生南4線、公募・現況地目とも畑、面積801㎡です。農業用格納庫の新築及び作業場の設置のための永久転用です。

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明した案件については、昨年12月16日に開催の第6回農業委員会総会においてご審議いただいた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定し、準備が整いしだい、許可することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

---

●日程第8 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【整理番号1番】土地の所在は、芽室町北明西5線、公募・現況地目とも畑、面積539.43㎡です。農家住宅1棟の建設のための永久転用です。

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明した案件については、昨年12月16日に開催の第6回農業委員会総会においてご審議いただいた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

---

**●日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件**

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号127番から整理番号135番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号127番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積42,411㎡を賃貸借するものです。

【整理番号128番】土地の所在は、芽室町平和西15線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積118,721㎡を賃貸借するものです。

【整理番号129番】土地の所在は、芽室町平和西13線外合計5筆、公簿は牧場・現況は畑、合計面積65,000㎡を賃貸借するものです。

【整理番号130番】土地の所在は、芽室町上芽室北外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積23,000㎡を賃貸借するものです。

【整理番号131番】土地の所在は、芽室町上芽室基線、公簿・現況地目とも畑、面積26,274㎡を賃貸借するものです。

【整理番号132番】土地の所在は、芽室町上美生4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積18,055㎡を賃貸借するものです。

【整理番号133番】土地の所在は、芽室町上美生5線、公簿・現況地目とも畑、面積2,485㎡を賃貸借するものです。

【整理番号134番】土地の所在は、芽室町上美生5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積49,581㎡を賃貸借するものです。

【整理番号135番】土地の所在は、芽室町平和西13線外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積96,619㎡を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号127番から整理番号135番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。それでは、最初に整理番号127番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号127番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号128番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号128番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号129番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号129番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号130番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号130番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号131番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号131番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号132番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号132番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号133番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号133番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号134番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号134番について、原案のとおり決定いたしま

す。

○議長（島部会長） 次に、整理番号135番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号135番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第5号を終わります。

---

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第7回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

---

（13時56分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6年 1月 26日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員